4　各締約国は、規制に関する協力に適した活動を特定するために次のものを検討する。

(a)　第十八・六条に規定する一覧表

(b)　締約国の者が提出する規制に関する協力活動のための提案であって、関連する情報によって裏付けられ、及び関連する情報を伴うもの

5　各締約国の規制当局は、両締約国が規制に関する協力活動を行うことを決定する場合には、次のことを行う。

(a)　他方の締約国の規制当局に対し、新たな措置の策定又は現行の措置の修正であって、規制に関する協力活動に関連するものを通報すること。

(b)　要請があった場合には、規制に関する協力活動に関連する情報を提供し、及び当該協力活動に関連する措置について討議すること。

(c)　新たな規制措置その他の措置を策定し、又は現行の規制措置その他の措置を修正するに当たり、実行可能な範囲内で、他方の締約国による同一の又は関連する事項についての規制上の取組を検討すること。

6　両締約国は、規制に関する協力活動を任意に行うことができる。締約国は、規制に関する協力活動を行うことを拒否し、又は当該協力活動を取りやめることができる。規制に関する協力活動を行うことを拒否し、又は当該協力活動を取りやめる一方の締約国は、他方の締約国に対してそのような決定の理由を説明すべきである。

7　両締約国の規制当局は、適当な場合には、相互の同意により、両締約国の関係機関に対して規制に関する協力活動の実施を委託することができる。

第十八・十三条　規制の一貫性を促進するための良い慣行

各締約国の規制当局は、規制の一貫性を促進するため、特に、次のことを検討する。

(a)　規制上の要件（試験、資格、監査、検査等）の不必要な重複を避けるため、共通の原則、指針、行動規範、同等の相互承認及び実施手段を促進すること。

(b)　国際的な規制上の基準、指針又は他の取組を策定し、並びに当該基準、指針又は他の取組の採用及び実施を促進するため、関連する国際的な場において、二国間で協力し、及び第三国と協力すること（実行可能な場合には、共同の発意及び提案を通じて協力することを含む。）。

第四款　制度に関する規定

第十八・十四条　規制に関する協力に関する専門委員会

1　第二十二・三条の規定に基づいて設置される規制に関する協力に関する専門委員会は、この節の規定に従い、規制に関する良い慣行及び両締約国間の規制に関する協力を強化し、及び促進する。

2　規制に関する協力に関する専門委員会は、利害関係を有する者がその会合に参加するよう招請することができる。

3　規制に関する協力に関する専門委員会は、特に、次のことを行うことができる。

(a)　規制に関する協力活動のための提案を討議すること。

(b)　規制に関する良い慣行についての情報を交換し、及び当該慣行を促進すること。

(c)　両締約国が共通の関心を有する事項についての規制に関する協力活動（規制の前に行う研究についてのものを含む。）を勧告すること。

(d)　各締約国における一貫性のある規制の結果を促進するため、特に、規制措置が存在しない分野又は規制措置の策定に向けた初期の段階にある分野において、二国間の規制に関する協力活動を促進すること。

(e)　規制に関する良い慣行及び規制に関する協力を促進するため、実際的な仕組み、実施手段及び最良の慣行の策定を支援すること。

(f)　国際的な場における規制に関する協力及び調整（関連する実施中又は計画中の活動に関する情報についての定期的な二国間の交換を含む。）を奨励すること。

(g)　規制に関する協力について定期的に優先分野を特定し、及び承認すること。

(h)　必要な場合には、第二十二・三条に規定する他の専門委員会及び他の二国間の規制に関する協力の場における規制に関する協力の合理化を支援するために指針を提供すること。

(i)　第十八・十六条8に規定する協議の結果に関する報告を検討し、及び適用可能な場合には同条6に規定する満足すべき解決の実施に係る進展について検討すること。

(j)　必要な場合には、特定の規制に関する協力活動を遂行するため、規制に関する協力に関する専門委員会に対して報告を行う特別作業部会を設置すること。

4　規制に関する協力に関する専門委員会は、次のことを行う。

(a)　両締約国の代表者が別段の決定をする場合を除くほか、この協定の効力発生の日から一年以内に会合し、その後は少なくとも年一回会合すること。

(b)　この協定の効力発生の後の第一回会合において、自己の手続規則を採択すること。

第十八・十五条　連絡部局

一方の締約国は、この協定の効力発生の日に、この節の規定を実施するため及び次条の規定に基づく情報を交換するための連絡部局を指定し、並びに当該連絡部局の関係職員に関する情報を含む連絡先の詳細を他方の締約国に通報する。両締約国は、相互に、当該連絡先の詳細の変更を速やかに通報する。

第十八・十六条　計画中又は現行の規制措置についての情報の交換

1　一方の締約国は、他方の締約国に対し、他方の締約国の計画中又は現行の規制措置に関する情報及び説明を求める要請を提出することができる。当該要請を受けた締約国は、速やかに応ずるよう努める。

2　一方の締約国は、他方の締約国に対し、他方の締約国の計画中又は現行の規制措置についての懸念を検討するよう要請を提出することができる。当該要請において、要請を行う締約国は、問題となっている規制措置を特定し、当該懸念についての説明を提供し、及び関連する場合には質問を提出する。

3　要請を受ける締約国は、できる限り速やかに（正当な理由がない限り、要請の受領の後六十日以内に）、2の規定に基づいて要請を行う締約国が提起する懸念について書面による意見を提出する。当該意見には、特に、規制措置の政策目的及び必要性並びに適当な場合には同様の効率性で同一の政策目的を達成し得る貿易又は投資に対して一層制限的でない措置が存在しないことについての説明を可能な範囲内で含める。要請を受ける締約国は、要請を行う締約国が提出した説明を求める質問に回答する。

4　要請を行う締約国は、次のいずれかの時期に、要請を受ける締約国との協議を要請することができる。

(a)　3に規定する書面による意見を受領した後

(b)　要請を受ける締約国が3に規定する期間内に書面による意見を提出しない場合には、当該期間が満了した後

5　協議については、対面又は電子的手段による会合を通じて行うことができる。各締約国は、当該会合の実施について責任を有する職員を任命する。

6　両締約国は、協議が行われている間、要請を行う締約国の懸念に対処するための可能な満足すべき解決（問題となっている規制措置の調整のための提案又は関連する場合には貿易若しくは投資に対して一層制限的でない規制措置の採用のための提案を含む。）を誠実に探求する。

7　両締約国は、秘密の又は機微な情報又はデータを開示することを要求されない。